

# 出産育児一時金

様式コード  
1 1 2

理事  
長  
の  
決  
定  
に  
基  
き  
て  
支  
払  
い  
を  
命  
ず  
る

理事	事務局長	事務局次長	課長	係	支部	支所

## 出産育児一時金支給申請書

様式第11号-2

◇◇ ※印の欄は記入しないでください。  
 出産した被保険者が、他の健康保険等からこれに相当する給付を受けることができる場合(右記の加入状況で被保険者として加入期間1年以上に該当する場合は、当組合からの給付は受けられません。

被保険者の記入欄	被保険者証記号番号		母親の氏名				※受付年月日 年 月 日						
	母親の資格取得年月日		昭和 平成	年	月	日	組合員との続柄 [ ]		出生年月日	平成	年	月	日
	建設連合国保 資格取得前の保険 (資格取得後6ヵ月以内のとき)		保険者名	記号	番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者としての加入期間 1年以上</li> <li>被保険者としての加入期間 1年未満</li> <li>被扶養者として加入</li> </ul>							
	出産児の氏名及び性別		フリガナ	氏名					男	女			
		フリガナ	氏名					男	女				
医師又は助産師の証明欄	出産した年月日	平成	年	月	日	生産又は死産の別	生産・死産 [妊娠 ヵ月] ( 週)						
	出産児の数	単胎	多胎 ( 児)	備考									
	上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 〒 - - 医療機関等の所在地 _____ 名称 _____ 医師(助産師)名 _____ 印 電話 _____												
被保険者の記入欄	上記のとおり申請します。 平成 年 月 日 〒 - -												
	住所 _____ 組合員 _____ 氏名 _____ 印 電話 _____												
	建設連合国民健康保険組合 殿												
	振込先金融機関	銀行	銀行 信金 農協	信組 労金	本店 支店 出張所	預金種類 1:普通・総合 2:当座 3:貯蓄	番号(右につめて記入してください)						
(銀行・ゆうちょ銀行のいずれか一方にご記入ください)	ゆうちょ銀行	記号		番号(右につめて記入してください)									
口座名義(カナ)													
※ 決 裁 欄	出産育児一時金		出産児の数		備考(不支給の理由)								
	支給金額 ×		人										
右のとおり支給額を決定してよろしいか					支給決定額			不支給					

(注) 給付金は、直接本部より口座に振り込みます。

本 部  
受 付 印

入力処理	備 考
未 決 定	
保 留	
長 期 保 留	
決 定	
訂 正	

支 部  
受 付 印

## 【出産育児一時金】の申請について

＝平成21年10月改正＝

被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。

出産は正常出産に限らず、妊娠4ヶ月目（85日目）以後における死産・早産・流産でも支給の対象となります。

出産1名につき 420,000円(※)

(※)平成21年10月1日以降に産科医療補償制度に加入の分娩機関で出産した場合の支給額になります。(産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合は390,000円が支給されます。)

## 【申請に必要なもの】

○	出産育児一時金支給申請書 (証明欄に分娩機関等の証明が必要)
○	直接支払制度を利用しない事を分娩機関等との間で取り交わした合意文書の写し
○	分娩機関等から交付された出産費用についての内訳及びそれに付随する明細書の写し (産科医療補償制度加入の分娩機関等での出産の場合は制度に加入を示す所定のスタンプの押印が必要)

## 《出産資金貸付》

被保険者が出産予定まで1ヶ月以内か、妊娠4ヶ月以上で出産し、出産費用の支払いが急に必要となった場合、その費用に充てるための資金を出産後に支給される出産育児一時金の中から貸し付けます。

詳しくは支部窓口へお尋ねください。

- ※ 出産された方が、建連国保加入以前に加入していた健康保険等から、出産育児一時金に相当する給付を受けることが出来る場合は、建連国保の出産育児一時金は支給されません。
- ※ 産科医療補償制度加入の分娩機関等での出産の場合、産科医療補償制度登録証の写しを提出することにより42万円が支給されます。
- ※ 産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合、39万円が支給されません。
- ※ 海外での分娩の場合は合意文書の写しと出産費用についての内訳及びそれに付随する明細書の写しの添付は必要ありません。
- ※ 妊娠期間22週未満(154日以内)で出産(死産含む)した場合はスタンプが押印されていても産科医療補償制度の対象にはなりません。

## 【出産育児一時金 直接支払制度 差額】の申請について

平成 21 年 10 月以降の出産において直接支払制度を利用後、出産費用が出産 1 名につき 420,000 円(※)に満たなかった場合にその差額分を支給します。

出産 1 名につき 420,000円(※)から出産費用を差し引いた差額の金額

(※)平成 21 年 10 月 1 日以降に産科医療補償制度に加入の分娩機関で出産した場合の基準額になります。(産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合は 390,000 円になります。)

## 【申請に必要なもの】

○	出産育児一時金支給申請書 (証明欄への分娩機関等の証明は必要ありません)
○	分娩機関等から交付された出産費用についての 内訳及びそれに付随する明細書の写し (産科医療補償制度加入の分娩機関等での出産の場合は制度に加入を示す所定のスタンプの押印が必要)

- ※ 出産された方が、建連国保加入以前に加入していた健康保険等から、出産育児一時金に相当する給付を受けることが出来る場合は、建連国保の出産育児一時金は支給されません。
- ※ 出産費用が出産育児一時金の支給金額を超過している場合は対象になりません。
- ※ 産科医療補償制度加入の分娩機関等での出産の場合、42 万円から出産費用を引いた差額が支給されます。
- ※ 産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合、39 万円から出産費用を引いた差額が支給されます。
- ※ 妊娠期間 22 週未満(154 日以内)で出産(死産含む)した場合はスタンプが押印されていても産科医療補償制度の対象にはなりません。